

西宮市サービス付き高齢者向け住宅整備事業に係る意見聴取実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、サービス付き高齢者向け住宅整備事業（スマートウェルネス住宅等推進事業補助金要綱（平成26年3月31日付国住心第178号）第4第1号に規定する補助事業をいう。）において、国費の補助を受けようとするサービス付き高齢者向け住宅及びサービス付き高齢者向け住宅と併設される高齢者居宅生活支援事業を行う施設に対して、国が補助の要件とする「地元市町村への意見聴取」を実施するために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において使用する用語は、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）、高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令（平成13年政令第250号）、高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第115号）及び国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成23年厚生労働省・国土交通省令第2号）において使用する用語の例による。

(対象施設)

第3条 この要領による意見聴取の対象となる施設は、国へ補助金の交付申請を行う新たに整備するサービス付き高齢者向け住宅及び併設施設とする。

(意見聴取の申請)

第4条 前条の交付申請を行おうとする者（以下「事業者」という。）は、「サービス付き高齢者向け住宅整備事業に係る意見聴取申請書（様式20）」（以下「申請書」という。）を市長に2部提出するものとする。

- 2 市長は、前項の申請書に加え、必要に応じて、添付書類（計画概要、周辺見取図、公共交通機関へのアクセスや医療機関等との連携状況が分かる書類）の提出を求めることができる。
- 3 事業者は、第1項に定める意見聴取の申請を行う前に、当該申請内容について市へ相談（以下「事前相談」という。）を行うものとする。なお、事前相談は、対象施設に係る「開発事業等におけるまちづくりに関する条例手続き」の申請より前に行うものとする。

(意見聴取の観点、意見聴取回答書の交付等)

第5条 市長は、別記「西宮市が意見を述べる際の観点」を踏まえて、事業者等に対して意見を述べるものとする。ただし、この観点によることが困難である場合には、この限りではない。

- 2 意見聴取回答の通知は、申請書を受付してから原則21日以内に行うものとする。なお、申請書は必要書類等がそろった時点で受付することとする。
- 3 意見聴取回答は、「サービス付き高齢者向け住宅整備事業に係る意見聴取に対する回答（様式21）」（以下「回答書」という。）により事業者へ通知するとともに、サービス付き高齢者向け住宅整備事業事務局に回答書の写しを送付する。

(申請及び相談窓口)

第6条 意見聴取に関する事業者等からの問い合わせ及び第4条第3項の事前相談窓口は、健康福祉局福祉総括室法人指導課とし、申請窓口は都市局都市総括室すまいづくり推進課とする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、意見聴取等に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

1 この要領は、令和7年4月1日から実施する。

(別記) 西宮市が意見を述べる際の観点

意見聴取手続きにおいて、以下の観点より意見を述べるものとする。

1. 地域の需要等を踏まえた高齢者住宅の確保について
2. 公共交通機関へのアクセス等の立地について
3. 医療・介護サービスとの連携体制等について
4. 立地誘導や防災その他まちづくりとの整合について

(様式 20)

令和 年 月 日

西宮市長 殿

申請者の氏名

又は名称

印

サービス付き高齢者向け住宅整備事業に係る
意見聴取申請書

下記の計画について、サービス付き高齢者向け住宅整備事業の国費補助の交付申請をしたいので、意見聴取手続きをお願い致します。

記

申請者名	
住 宅 名	
計 画 地	西宮市
①地域の需要等を踏まえた高齢者住宅の確保	当該地域の高齢化の状況や介護サービス供給状況など、ニーズを勘案した供給の必要性
②公共交通機関へのアクセス等の立地	最寄りの鉄道駅、バス停までの距離、(都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画が定められている市町村においては) 居住誘導区域内外 等
③医療・介護サービスとの連携体制等	最寄りの医療機関・介護施設、連携方法等
備 考	

※②公共交通機関へのアクセス等の立地、③医療・介護サービスとの連携体制等については、必要に応じて、内容が分かる資料を添付すること

様

西宮市長 印

サービス付き高齢者向け住宅整備推進事業に係る
意見聴取に対する回答

申請者名 :
建設予定地 :

上記計画に関する意見聴取について、以下のとおり回答します。

①地域の需要等を踏まえた高齢者住宅の確保	
☐ 意見なし	(理由)
☐ 意見あり	(意見内容)
②公共交通機関へのアクセス等の立地	
☐ 意見なし	
☐ 意見あり	(意見内容)
③医療・介護サービスとの連携体制等	
☐ 意見なし	
☐ 意見あり	(意見内容)
④立地誘導や防災その他まちづくりとの整合	
☐ 意見なし	
☐ 意見あり	(意見内容)

※その他留意すべき事項